令和8年度

岸和田市立春木中学校

いじめ防止基本方針



早期発見

迅速な対応

未然防止

1　春木中学校はこう考えます

1　いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害です。どんな理由があろうと、いじめられてもよい人間なんて１人もいません。それは春木中学校でも、どこの社会でも一緒です。

いじめられている子どもは決して悪くありません。いじめる側が１００％悪いのです。「あの子にも悪いところがある。」という理由は成り立ちません。

いじめは子どもの心に深い傷を残します。そして自分らしく生きようとする力を奪います。春木中学校はいじめを許さない学校づくりに取り組みます。

2　いじめは重大な法律違反

いじめを防ぐための法律が平成 25 年に成立しました。『いじめ防止対策推進法』です。その第4条に「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあります。また、いじめは、内容によって、脅迫、強要、暴行、傷害、恐喝、侮辱、名誉棄損、窃盗、強制わいせつなどの刑罰法規に抵触する場合もあります。

いじめ防止対策推進法では、何がいじめで、何がいじめではないのかの判断を次のように決めています。

- ○　いじめを受けた子どもがどう感じたか、どう思っているかが優先されます
- ○　相手の子どもや教師、周囲の大人が「それはちがう」と決めることではありません
- ○　インターネットを通じて行われるものもいじめです

「１回だけだから（継続性）」とか「これぐらいで（程度）」は、いじめかどうかの判断材料にはなりません。また、この法律では、国、府、市、学校、教職員、保護者の責務が定められています。

いじめ防止対策推進法（第2条　いじめの定義）　いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

3　いじめに対する春木中学校の５つの決意

①　いじめを許さない集団づくりをします
②　教職員がチームとなって守り抜きます
③　いじめを早く発見できるようにします
④　保護者と協力して対応します
⑤　積極的に関係機関や専門家とも連携します

誰もが安心して
自分を発揮できる
学校にしよう

2　チームで対応します

1　いじめに対応する校内のチーム

(1)　いじめ対策委員会

①　メンバー構成

校長　教頭　首席　生徒指導主担　児童・生徒支援コーディネーター
学年生徒指導　人権教育推進委員　養護教諭　特別支援コーディネーター
（スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー　スクールロイヤー）

②　主な役割

『学校いじめ防止基本方針』を策定します。また、重大事態が発生したときの対応をします。

(2)　生徒指導委員会

①　メンバー構成

校長　教頭　首席　生徒指導主担　児童・生徒支援コーディネーター　生徒指導担当
不登校対策　養護教諭　特別支援コーディネーター
（スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー）

②　主な役割

各学年の情報交換や、いじめや問題行動が発生したときの対応をします。

(3)　はるサポ委員会　※生徒指導委員会と重ねて実施します。

①　メンバー構成

校長　教頭　首席　生徒指導主担　児童・生徒支援コーディネーター　生徒指導担当
不登校対策　養護教諭　特別支援コーディネーター
（スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー）

②　主な役割

不登校への対応、校内教育支援ルームの情報交換をします。

2　何のためのチーム対応か

『いじめ』と疑われることが起きたときにチームに報告・連絡・相談して組織として判断や対応をします。「気づき」を共有しひとりで抱え込まないようにしてみんなで子どもを守るためです。また、いじめを認知したときは教育委員会に報告して指示を仰ぎます。ケースによっては警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター等とも連携し、迅速かつ適切な対応をします。

いじめの
防止・解決に
みんなで取り組もう

3　子どものサインに気づきます

(1)　学校生活アンケートを定期的に実施します。

(2)　子どものサインを見逃しません。

- □ 声をかけるとびくっとする。
- □ イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている。
- □ 声をかけても返事がない、口数が少なくなった。
- □ たびたび体調不良を訴える、欠席、遅刻、早退が増えた。
- □ ケガや傷が多くなった。
- □ 教職員を避けている、または、職員室や保健室の周りをうろうろする。
- □ 紛失物が多くなった、持ち物に落書きがある。
- □ 刃物など危険なものを持つ。

(3)　学級集団のサインを見逃しません。

- □ 休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある。
- □ 学校の行き帰りや休み時間等にいつも１人で過ごしている子がいる。
- □ 班活動や集団行動のときなどに１人でいる。
- □ 学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する。
- □ 昼食時などの子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけや、からかうような笑いが頻繁にみられる。
- □ ニックネームやあだ名がかたよって使用されている。
- □ 子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている。
- □ 持ち物等に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている。
- □ まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている。
- □ 授業中に手をあげない子が増えた。
- □ 学校のルールを守らない雰囲気ができている。
- □ 教職員に距離を置く子どもが増えた。

(4)　家庭でのサインに積極的に対応します。

【ちょっと気になる段階】

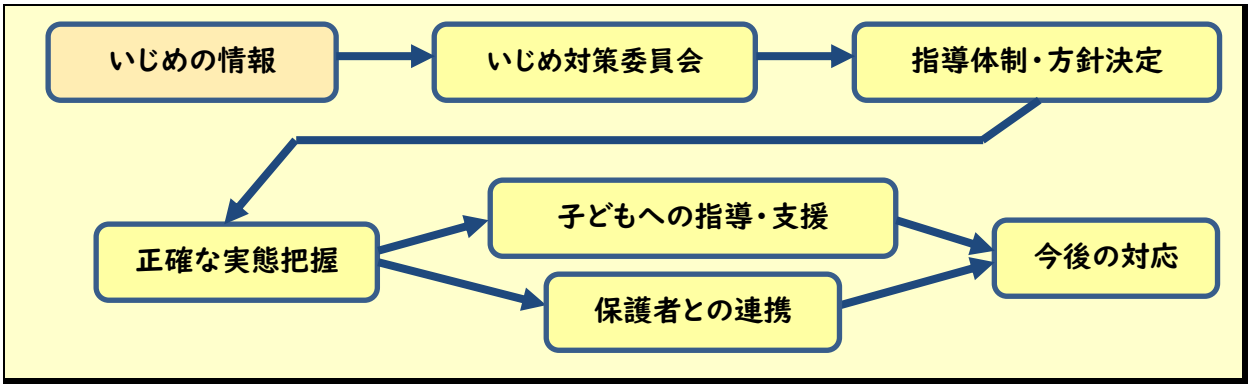
- □ 元気がなく、イライラしている。
- □ 持ち物をよくなくしてくる。
- □ 家族に乱暴な態度をとる。
- □ お金をねだる。
- □ 急に成績が下がる。
- □ 朝晩のあいさつや、話をしなくなった。
- □ 食欲がなくなっている。
- □ 帰ってくると服が汚れている。
- □ 友達からの電話に対して対応が暗い。

【すぐに対応が必要と思われる段階】

- □ 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。
- □ 家のお金がなくなっている。
- □ 友だちからたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。
- □ 買った覚えのない物を持っている。
- □ 友だちが急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた。
- □ 学校に行きたがらない。
- □ たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- □ 身体に不自然な傷やあざがある。
- □ 夜、寝られなかったり、夜中にうなされたりする。
- □ 衣服に破れや、靴のあとがある。

4　いじめにはやく対応します

1　いじめ対応の基本的な流れ



2　いじめ対応の留意点

(1)　いじめはどの学校でも、どの学級でも、起こりうる

いじめ追跡調査（2016-2018 国立教育政策研究所）によると、小学4年生から中学3年生までの6年間で9割を超える子どもがいじめの被害も加害も経験しています。この事実をしっかりと受け止めて未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止に取り組んでいきます。

(2)　いじめを発見したら、その時に、その場で、いじめを止める

遊んでいるように見えても気になるようすならば、積極的に声かけや指導をします。暴力を受けている場合は、被害生徒を直ちにその場から引き離しすぐにチームで対応します。

(3)　いじめられた子ども・いじめを知らせた子供を守り抜く

授業時間はもちろん登下校、休み時間、清掃時間、放課後においても教職員の目が届く体制をつくります。また、家庭と連携をとり子どもの変化を見逃さないようにします。

(4)　実態を慎重に把握する

いじめている子どもといじめられている子どもを別々の部屋に入れるなど、聞き取りの場所や時間に配慮をします。また、聞き取った内容のすり合わせや周囲の子どもや保護者からの情報などを総合的に検証して正確な実態把握に努めます。

(5)　つらい気持ちに共感する

いじめられた子どものつらい気持ちを受け止めて安心感の回復を最優先します。そのために、いじめは絶対に許さないという姿勢、中途半端な指導では事態は改善しないとの認識を教職員全員で共有し毅然とした対応をします。

(6)　学校全体の問題として考える

当事者だけの問題にとどめず学級及び学年、学校全体の問題として考えます。いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、自浄力・解決力のある集団へと育てます。

5 ネット上のいじめに対応します

1 ケータイと SNS のトラブル

(1) どのようなトラブルがあるのか

○ 掲示板やSNSに特定の生徒の誹謗・中傷や挑発などを書き込む
○ SNSのグループで特定の生徒を仲間はずれにする
○ 特定の生徒の画像や動画、個人情報を勝手に投稿する
○ 特定の生徒になりすましてトラブルになるような内容のメッセージを送る
○ アカウントやパスワードを違法に取得して個人が投稿した内容を改ざんする

(2) 法的に見ると

事象にもよりますが下記のような刑罰法規に違反する可能性があります

○ 名誉毀損罪（めいよきそんざい）〔刑法 230 条〕
「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者はその事実の有無にかかわらず 3 年以下の懲役若しくは禁錮または 50 万円以下の罰金に処する」 ※ 内容の真偽は関係なし

○ 侮辱罪（ぶじょくざい）〔刑法 231 条〕
「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱したものは拘留または科料に処する」

○ 不正アクセス禁止法
「不正アクセスする行為」と「不正アクセスを助長する行為」「他人の識別符号を不正に取得・保管・入力要求する行為」の3つを禁じており、懲役や罰金などの罰則があります

2 対応のしかた

(1) 書き込みや画像の速やかな削除

被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行います。手続きは基本的に被害を受けた本人および保護者が行います。学校が代理で行うと情報提供にとどまり管理者の対応義務を求められない場合があります。

① 書き込みの確認と内容の保存
□ 掲示板のアドレスや投稿者のアカウントを記録する □ 書き込み等をプリントアウトする
□ 携帯電話の場合は画面をデジタルカメラで撮影する

② 掲示板の管理人やSNS運営会社へ削除依頼
□ 管理人の連絡先が不明な場合はプロバイダに削除を依頼する
□ 削除が難しいケースは警察や法務局・地方法務局に相談する

(2) 未然防止と早期発見

① 家庭にお願いしたいこと
□ 使用時間やマナーなどのルールづくり □ フィルタリング □ 書き込み内容の確認
□ 子どもの変化の発見（携帯電話を見て落ち込むなど様子の変化）と早めの相談

② 情報モラルの指導
□ 発信したら多くの人にすぐに広まること □ 匿名でも書き込みした人は特定できること
□ 違法情報や有害情報が含まれていること □ 一度流出した情報は回収が難しいこと
□ 書き込みが原因で加害者にも被害者にもなる危険性があること

6　関係機関や専門家と連携します

Ⅰ　教育委員会との連携

(1)　教育委員会への報告

学校でいじめを認知したら教育委員会へ報告して指導助言等の必要な支援を受けます。また対応後のようすや継続指導の状況についていじめが解消するまで報告を続けます。

(2)　学校だけでは解決が困難な事案が発生したとき

①　『問題行動への対応チャート』で５つのレベルのレベルⅣが発生したとき
- 教育委員会が出席停止の措置を含めた対応を検討（学校教育法第 35 条）

②　保護者が就学校の指定の変更や区域外就学を申し出たとき
- 学校と教育委員会で協議（学校教育法施行令第８条）

③　ネット上で深刻なトラブルが発生したとき
- 教育委員会を通じて『大阪の子供を守るサイバーネットワーク』等へ必要な支援を要請

(3)　教育委員会が設置する相談窓口の周知（８ページに掲載）

通信物等を利用して生徒や保護者へ相談窓口の周知に努めます。

2　主な関係機関や専門家

（1）　関係機関

○　岸和田警察

暴行、傷害、器物損壊、恐喝、強要、強制わいせつ、ネット上の侵害行為等の犯罪に関する相談、被害届・告訴・告発の受理

○　岸和田少年サポートセンター

大阪府警察本部（少年育成室）、大阪府（育成支援室）、大阪府教育委員会の 3 つの組織が連携して運営する地域の非行防止活動のキーステーション

○　大阪府貝塚子ども家庭センター

本人、家族、学校、地域から 18 歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受け、子どもに応じた支援（助言・指導・施設入所）を行う児童福祉機関

（2）　専門家

○　スクールカウンセラー（SC）

子ども、保護者、教員を心の面から支援する心理士。週 1 回中学校の心の教室で 1 人あたり 40 分程度のカウンセリングを実施。担任、生徒指導主担を通して予約

○　スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて支援ネットワークを築く福祉の専門家。福祉関係機関と連携・調整を進めながら環境改善を図る

○　スクールロイヤー（SL）

司法の観点から教育委員会や学校へ助言を行う弁護士

相談窓口の一覧表

（1） 岸和田市教育委員会 学校教育課 072−423−9683

（2） 岸和田警察 072−439−1234

（3） 岸和田少年サポートセンター 072−423−2486

（4） 大阪府貝塚子ども家庭センター 072−430−4321

（5） 岸和田市教育相談室（電話相談） 072−426−1035

午前9時～午後5時　月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）

（6） 子ども相談ダイヤル（児童・生徒専用） 072−426−1052

午前9時～午後5時　月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）

Eメールでのご相談も受け付けています kodomo-net@center.kishiwada.ed.jp

（7） 『すこやか教育相談24』 0120−0−78310

24時間対応の電話相談窓口です　（IP電話からはかかりません）

（8） 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

『すこやかホットライン』（子どもからの相談）

06−6607−7361　Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

『さわやかホットライン』（保護者からの相談）

06−6607−7362　Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談　午前9時30分～午後5時30分　月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

Eメール相談　24時間受付（回答は後日）　FAX相談 06−6607−9826

（9） 被害者救済システム『子ども家庭相談室』 06−4394−8754（保護者）

無料電話 0120-928-704（18 歳未満のみの対応）

大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です

午前10時～午後8時　月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

（10） 児童相談所全国共通ダイヤル 189

児童虐待通告や子育ての悩み等の相談窓口です

7　重大事態が発生したとき

1　重大事態とは何か

想定される重大事態

『いじめ防止対策推進法』（第 28 条）には学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○　生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合（1 号事案）

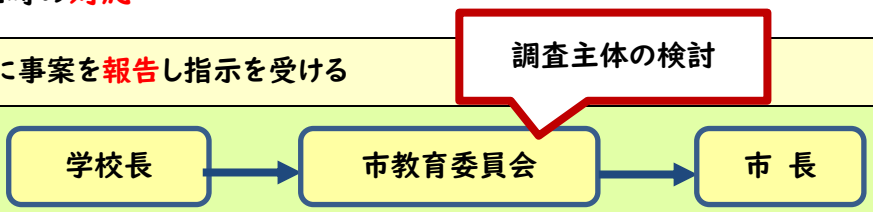
（例）　・　生徒が自殺を企図した場合
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　精神性の疾患を発症した場合

○　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（2 号事案）

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手します。

2　重大事態発生時の対応

（1）　速やかに事案を報告し指示を受ける



（2）　調査の主体と組織について

市教育委員会は教育委員会附属機関である『岸和田市いじめ問題対策委員会』と協議し、重大事態の認知と事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。

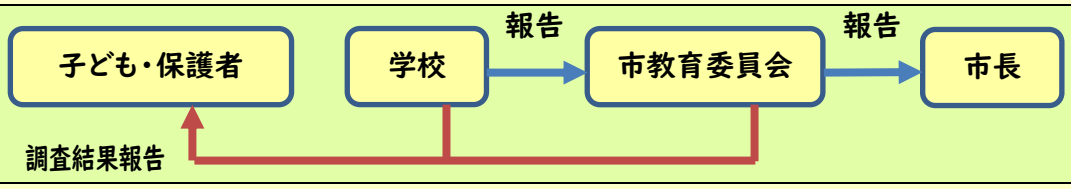
○　学校が主体となって調査を行うときの組織

学校に常設の『いじめ対策委員会』が調査を行います。市教育委員会は必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

○　市教育委員会が主体となって調査を行うときの組織

学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する事案のとき、または学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような事案のときは、教育委員会の附属機関である『岸和田市いじめ問題対策委員会』が調査を行います。

（3）　調査結果の報告及び提供について



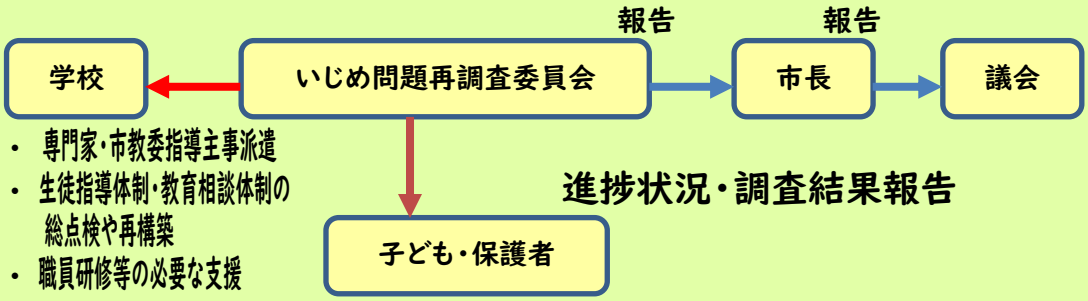
8　市長による再調査が必要なとき（重大事態発生時）

1　再調査とは何か

(1)　再調査の根拠および主体と組織

○　『いじめ防止対策推進法』（第 30 条 2）に市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うと記されています
○　『岸和田市いじめ問題再調査委員会』を設置して行います
○　再調査委員会は医師、弁護士、臨床心理士など専門的な知識及び経緯を有する第三者等で構成します。また。再調査にはいじめを受けた子ども及びその保護者が推薦する第三者を委員に追加することもできます
○　いじめを受けた子ども及びその保護者に対して適時・適切な方法で調査の進捗状況などや調査結果について説明します

(2)　調査結果の報告及び提供について



2　重大事態の周辺にいる生徒への対応

(1)　危機による心身の反応

○　一般的なストレス反応
身体→倦怠感、頭痛、腹痛、食欲不振、不眠　　感情→イライラ、落ち込む、情緒不安定
行動→落ち着きがない、活発でない、退行（甘え、夜尿、爪かみなど）
思考→悲観的・否定的思考、自責感
○　トラウマ（外傷体験）に特有の反応
再体験症状→出来事を思い出すようなことがきっかけとなり被害時のことを思い出す
回避症状→出来事を思い出すような状況を避ける
過覚醒症状→物音に敏感になる、落ち着かず集中力が低下、警戒心が強くなる、眠れない

(2)　生徒への対応

○　事実説明は集団での心理的パニックを防ぐために学級単位で行うことを原則とします
○　事実は簡潔に伝え、感情を表現できる時間を持ちます
○　次の 3 点を生徒全員に伝えます
①　心身面の変調は危機時における正常な反応であること
②　同じような被害を受けても人によって反応や受け止め方に個人差があること
③　出来事を思い出すきっかけにより一時的に心身面での変調が増悪することがあるが、適切な支援がなされれば時間の経過により軽減すること
○　養護教諭、SC、臨床心理士で心身面のサポートをするチームを校内に設置します

9 いじめの未然防止に取り組みます

1 未然防止の基本的な考え方

(1) 「いじめを生まない学級・学校づくり」をします

いじめの未然防止を「いじめを生まない学級・学校づくり」から始めます。具体的には、次の2点を基本に学校の風土づくりに取り組みます。

① すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れること

② 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できること

(2) 授業を大切にします

目指す授業 ・・・ わかる授業、規律の保たれた授業、活躍できる授業、交流できる授業

「勉強がわかる」ことは、子供たちにとって大きなウェートを占めます。居場所づくりの原点は授業への参加と学力保障と考えます。授業研究、教師間の情報共有、CRT等の検査活用、専門家の活用を通して様々な角度から個に応じた適切な支援をします。

(3) 良くなりたいという思いを大切にします

目指す集団 ・・・ 認め合える、励まし合える、助け合える、褒め合える、注意し合える

安定した集団生活を送るには「自分は自分でよい」という安心感が必要です。そのために班活動や班学習など交流の場面をつくります。その中で互いを認め合ったり、妥協点を見つけたりする経験をさせます。経験を通して、困難を乗り越えられる絆が深まるように、計画的な仕掛けをします。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめ防止に向けて、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出すことに努めます。

2 経験に学びます

対応だけで終わらせません

いじめが起こったときに事後の対応にとどまることなく、対応のあり方を点検して、再発防止や未然防止へとつなぎます。点検は「いじめ対策委員会」が主体となり、職員研修等を通して全教職員でその経験を教訓にします。

また校内研修等の実施と併せて、セルフチェックシート等を活用し、個々の教職員の認識や現在の学校体制について考え、いじめ対応を見直す機会にします。

3 心と権利を学びます

道徳教育や人権教育（障がい理解等）を充実します

「いじめを許さない心」や「自分らしく生きる権利」をより深く学べるように、道徳教育や人権教育（障がい理解等）のあり方の実践研究に努めます。